協働 共助 地域の自治活動を柱に、まちづくりを一層推進します

～「あじさいのまち開成自治基本条例」ができました～

町では、地方分権時代にふさわしい魅力のあるまちづくりを進め、町民、議会および行政が町政の基本理念を共有し、協働のまちづくりを一層推進するため、開成町としての自治の基本ルールを定める「あじさいのまち開成自治基本条例」を制定しました。この条例は、4月1日に施行されました。

問 企画政策課☎84-0312

❖自治基本条例とは

町民、議会および行政が町政の基本原則を共有し、協働のまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを制度化するものです。

条例では、町におけるまちづくりの基本理念、町民の権利および義務、議会・行政の責務、町政運営の基本原則、情報の共有と参加などの仕組みを定めています。つまり、自治体の自治（まちづくり）の方針と基本的なルールを定めている条例です。

❖どのようなことを定めているの？

地方自治の主役である町民の権利や責務、参画と協働、行政運営の基本原則などのほか、町の特性である自治のあり方を盛り込んでいます。

❖なぜ必要なの？

地方分権が進展するなか、自己決定・自己責任に基づく自治体運営を行うことが求められています。こうしたなかで、町民の皆さんとともに町政を進めていくためには、町政の基本的な事項を条例で定める必要があります。

❖何が変わるの？

町民と行政がそれぞれ何をするのか、何をしなければならないのかが明確になり、町民参画や住民投票などの仕組みが整えられ、それに必要な町からの情報提供などが義務付けられます。町民と町とが情報を共有することで、ともに協力し合いながら、まちづくりに取り組むことができるようになります。

❖住民投票とは

町政に関する重要事項について、住民の意思を直接確認する制度です。

開成町では、個別の事項ごとに投票資格者や成立要件について、条例で定めて住民投票を実施する「非常設型」の制度です。

❖町独自の特徴は？

①開成町は、ほかの多くの地域で失われつつある地域の自治活動が活発で、町民も地域の中で助け合いながら生活しています。こうした町民の相互の助け合いを基本とした社会を「共助型社会」として、将来に向けて残していくべき町の姿として位置づけています。

②町民、議会および行政は、協働して住みよい町の維持・発展に努めるものとしています。

③事業活動を行うものも地域社会の構成員であり、町政に参加する権利と義務があるとしています。

●協働のまちづくりとは
町民、議会および行政が町の課題解決のために対等な立場で協力することです。

●共助型社会とは
町民どうしが地域の中で助け合うことです。

●地域の自治活動とは
自治会、婦人会、子ども会などの地域の活動をいいます。

自治基本条例の策定経過

策定委員会（町民・団体代表、学識経験者）と検討委員会（庁内組織）の双方で検討し、調整を図りながら策定しました。

平成18年3月
自治基本条例策定委員会と検討委員会が発足

平成18年10月
検討フレームを作成

平成18年11月
検討フレームをもとにまちづくり町民集会での意見聴取、アンケートを実施

平成18年12月
町議会全員協議会で説明

平成19年1月
小学校PTAアンケート実施

あじさいのまち開成自治基本条例　―体系図―

前　文

第1章　総則
- 第1条　目的
- 第2条　用語の定義
- 第3条　基本理念

第2章　町民
- 第1節 町民の権利及び責務
  - 第4条　町民の権利
  - 第5条　町民の責務
  - 第6条　事業活動を行うものの責務
- 第2節　社会参画
  - 第7条　対等な社会参画
  - 第8条　子ども
- 第3節　町民活動
  - 第9条　地域の自治活動
  - 第10条　町民公益活動

第3章　議会及び議員
- 第11条　議会の責務
- 第12条　議員の責務

第4章　町長等
- 第13条　町長の責務
- 第14条　他の執行機関の責務
- 第15条　町職員の責務

第5章　町政運営
- 第1節　町政運営の基本原則
  - 第16条　町政運営の原則
- 第2節　情報の共有と参加
  - 第17条　情報の公開
  - 第18条　説明責任
  - 第19条　町民参加
  - 第20条　住民投票
  - 第21条　住民投票の請求及び発議
- 第3節　政策の推進
  - 第22条　総合計画
  - 第23条　財政運営
  - 第24条　行政評価
  - 第25条　行政手続
  - 第26条　個人情報の保護
  - 第27条　広域連携

第6章　条例の位置付け
- 第28条　条例尊重義務
- 第29条　条例の見直し

条例の前文には、町民が共有する価値観や町の「よさ」、町民みんなでめざすべき町の姿を掲げています。

前文

私たちのまち開成は、酒匂川の清流に恵まれた、田園の緑あふれる人情豊かな町です。

私たち町民は、「学問、知識を開発し、世のために務めを成す」という町の名の由来にもなった「開物成務」という精神を大切にし、先人から受け継いだ自然や歴史、文化を尊重して、助け合い自治の心でまちづくりを進めてきました。こうした自治の伝統は、将来にわたり継承すべきまちづくりの財産です。

開成町の自治は、町民のためのものであり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるふるさととして守り育てていくため、町民自らが主役となり行動していきます。

議会及び町長は、このような住民自治の精神にのっとり、町民の信頼にこたえ町民と協働して町政を運営していかなければなりません。

ここに、私たちは、開成町の自治の理念を共有し、更なる発展のため、あじさいのまち開成自治基本条例を制定します。

条文および解説については、別冊で全戸配布します。
また、ホームページにも掲載しています。
http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/

平成19年2月
「自治基本条例フォーラム」を開催

平成19年4月
「たたき台」を全戸配布し、意見募集

平成19年8月
周知を目的としたPR週間を実施

平成20年2月
「素案」を全戸配布し、意見募集
策定委員会藤沼委員長から町長へ提言書

平成20年3月
条例制定